

平成31(2019)年度食育関連予算(案)

内閣府

| 施策                                          | 施策の内容                                                                                              | 平成30年度<br>予算額<br>(百万円) | 平成31年度<br>予算額(案)<br>(百万円) |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------|
| 1. 家庭における食育の推進                              | —                                                                                                  | —                      |                           |
| 2. 学校、保育所等における食育の推進                         | —                                                                                                  | —                      |                           |
| 3. 地域における食育の推進                              | —                                                                                                  | —                      |                           |
| 4. 食育推進運動の展開                                | —                                                                                                  | —                      |                           |
| 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等        | —                                                                                                  | —                      |                           |
| 6. 食文化の継承のための活動への支援等                        | —                                                                                                  | —                      |                           |
| 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 | <b>リスクコミュニケーションの実施</b><br>意見交換会の開催や季刊誌の発行等を行い、食品安全委員会が行うリスク評価に関する科学的情報について、分かりやすく解説し国民一般に対して提供を行う。 | 29                     | 29                        |

消費者庁

| 施策                                          | 施策の内容                                                                                                       | 平成30年度<br>予算額<br>(百万円) | 平成31年度<br>予算額(案)<br>(百万円) |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------|
| 1. 家庭における食育の推進                              |                                                                                                             |                        |                           |
| 2. 学校、保育所等における食育の推進                         |                                                                                                             |                        |                           |
| 3. 地域における食育の推進                              |                                                                                                             |                        |                           |
| 4. 食育推進運動の展開                                |                                                                                                             |                        |                           |
| 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等        | <b>食品ロス削減に係る取組</b><br>関係省庁と連携して「食品ロス削減国民運動」を展開するとともに、食品ロスの削減に向けて、消費者がその認識を高め、消費行動の改善を促すような普及啓発を実施する。        | 6                      | 4                         |
| 6. 食文化の継承のための活動への支援等                        |                                                                                                             |                        |                           |
| 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 | <b>食品に係るリスクコミュニケーションの実施</b><br>食品の安全に関して、消費者が正確な情報を入手し理解を深め、自らの判断で適切な消費行動を行えるよう、意見交換会等のリスクコミュニケーションを推進していく。 | 36の内数                  | 35の内数                     |

※その他、地方消費者行政強化交付金の強化事業において、食品ロス削減の取組に係るメニューが用意されている(平成31年度予算額:2,200百万円の内数)。

## 消費者向け啓発用リーフレットの作成・配布

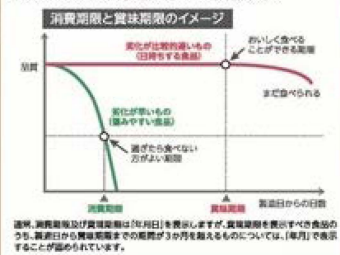
あなたも1日でお茶碗 約1杯分の  
食べものを無駄にしているかも?!

大切なのは、一人一人が  
「もったいない」を  
意識して行動すること

### 食品の期限表示を正しく理解する

食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。いずれも開封していない状態で、表示されている保存方法で保存した場合の期限が表示されています。

消費期限は、「食べても安全な期限」、賞味期限は、「おいしく食べることができる期限」です。賞味期限は、過ぎててもすぐに廃棄せずに自分で食べられるかどうかを判断することも大切です。



### 食品ロス削減に効果的な方法

ご家庭からの食品ロスを計量し、記録するだけでも気が付きが得られます。また、以下の取組も有効です。

- 使いきれぬ分だけ買う。
- 家にある食材・食品をチェックする。
- 肉や魚の保存方法を工夫する。

平成29年度調査結果における食品ロス削減に関する実践事例の紹介より

### 調理で作りすぎない/余ったら作り替える

もし、食べきれなかった場合は、他の料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう。詳しくはQRコードへ



料理レシピサイト「クックパッド」内の「消費期限のキッチン(公式ページ)」



食品関連事業者も、過剰在庫や返品等によって発生する食品ロスの削減に向けて動き出しています。消費者の皆様も、食品ロスの削減に向けてご協力をお願いします。

## 今日から実践! 食品ロス削減

家庭編

「必要な量だけ購入」して  
「食べきる」ことが削減のポイントです。

### 買物

事前に冷蔵庫内などをチェック

- ▶メモ書きや携帯・スマホで撮影した画像が有効

買物は使う分だけ

- ▶使う・食べられる量を購入しましょう。

手前に陳列されている食品をチョイス

- ▶家庭での利用予定に照らして期限表示を確認しましょう。



### 保存

最適な保存場所に

- ▶保存方法に従って最適な場所に保存

まとめて下処理

- ▶冷凍・乾燥・塩蔵などでストック

ローリングストック

- ▶期限の長い食品を奥に、近い食品を手前に



### 調理

残っている食材から使う

- ▶「いつか食べる」食品は食品ロス予備軍

食べきれぬ量を作る

- ▶休前や週末にも配慮

食材を上手に食べきる

- ▶定期的に冷蔵庫や収納庫を整理する日を決める  
(例:毎月●日はあるものでお好み焼きデー)



もし、食べきれなかった場合は、他の料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう。詳しくはQRコードへ

クックパッド消費期限のキッチン(公式ページ)

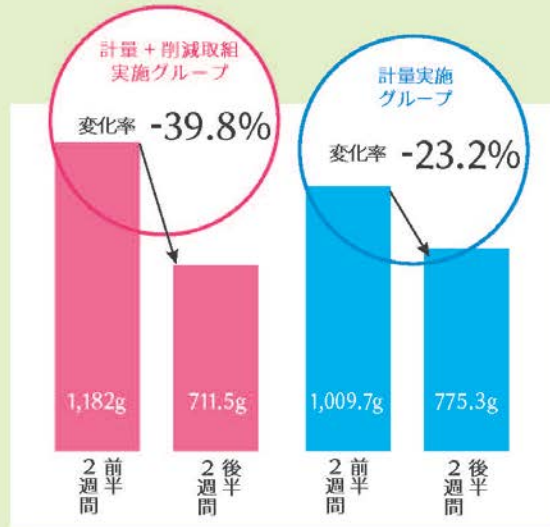


ご家庭からの食品ロスを計量し、記録するだけでも気が付きが得られます。まずは一週間、記録してみてください。記録様式がダウンロードできます。



私の食品ロス削減チャレンジ (チャレンジする行動日誌を書いてみましょう)

# 徳島県における実証事業の結果を踏まえた啓発資材の作成



## 1 世帯当たりの食品ロス量の変化

モニター家庭を二つのグループに分け、調査を実施。双方のグループに食品ロスの計量とその記録を依頼し、一方のグループには2週間後に食品ロス削減の取組を実施していただき、前後2週間の食品ロス量を比較。

※調理したが、食べなかった食べ残しや飲み残し、食べるつもりで購入したが食べなかった食材及び食品・飲料、もらったもの、食べるつもりで収穫した野菜や釣ってきた魚などを計量の対象としたが、上記グラフでは飲料を除いている。

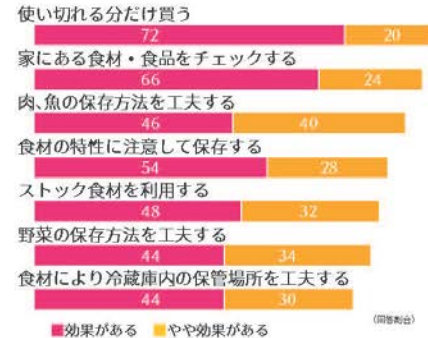
食品ロスは、計量により約2割減、さらに削減の取組を行うことで約4割減

詳しくは、資料「平成 29 年度徳島県における食品ロス削減に関する実証事業の結果の概要(ポイント)」をご覧ください。

消費者庁のウェブサイトから、平成 29 年度徳島県における食品ロス削減に資する取組の実証調査について、より詳細な結果がまとめられた報告書や、調査に使用した記録用紙(食品・お買い物ダイアリー)、削減マニュアル(食品お片付け・お買い物マニュアル)がダウンロードできます。



実践しやすく効果がある取組は「使い切れる分だけ買う」こと



計量 + 削減取組実施グループ  
食品ロス削減に「効果がある・やや効果がある」と回答された取組上位の項目

## 食品ロス削減に効果があると回答された取組

計量 + 削減取組実施グループに、事後アンケートを行い、実践した取組を尋ね、さらに効果があるか、ないかを聞いた。実践した取組の中でも、買物行動の見直しや食材の保存方法を工夫するといった項目について、効果があるという回答が多かった。

食品ロス削減に大切だと思うことについて聞いたところ、買物や保管方法、整理方法の見直しよりも「もったいない」の意識付けを1位に挙げる回答が最も多かった。



計量 + 削減取組実施グループ  
「食品ロス削減に大切だと思う3つを選んでください」において、1位に選ばれた回答が上位の項目

詳しくは、資料「平成 29 年度徳島県における食品ロス削減に関する実証事業の結果の概要(ポイント)」をご覧ください。

消費者庁のウェブサイトから、平成 29 年度徳島県における食品ロス削減に資する取組の実証調査について、より詳細な結果がまとめられた報告書や、調査に使用した記録用紙(食品・お買い物ダイアリー)、削減マニュアル(食品お片付け・お買い物マニュアル)がダウンロードできます。



# 食品ロス削減レシピの発信

○ 地方公共団体や消費者団体から寄せられた「食材を無駄にしないレシピ」を発信



毎日の料理を楽しむに  
**cookpad**

299万  
レシピ

大根 里芋 白菜 ぶり大根 チンゲンサイ





消費者庁

消費者庁 のキッチン **公的機関**

フォロー | フォロワー

消費者庁では、食品ロスの削減や食の安全・安心を確保するための様々な取組を行っています...

最近の投稿

レシピ  
572

つくれば

献立

ごはん日記

ブログ

18/10/25 レシピを公開



18/10/24 レシピを公開



18/10/23 レシピを公開





cookpad  
**ニュース**

クックパッド編集部が見つけた食や暮らしのトレンド情報

トップ ランキング 最新トピックス きょうのごはん 朝食・ランチ スイーツ

【捨てないで!】「ブロッコリーの茎」をおいしく食べるレシピ5選



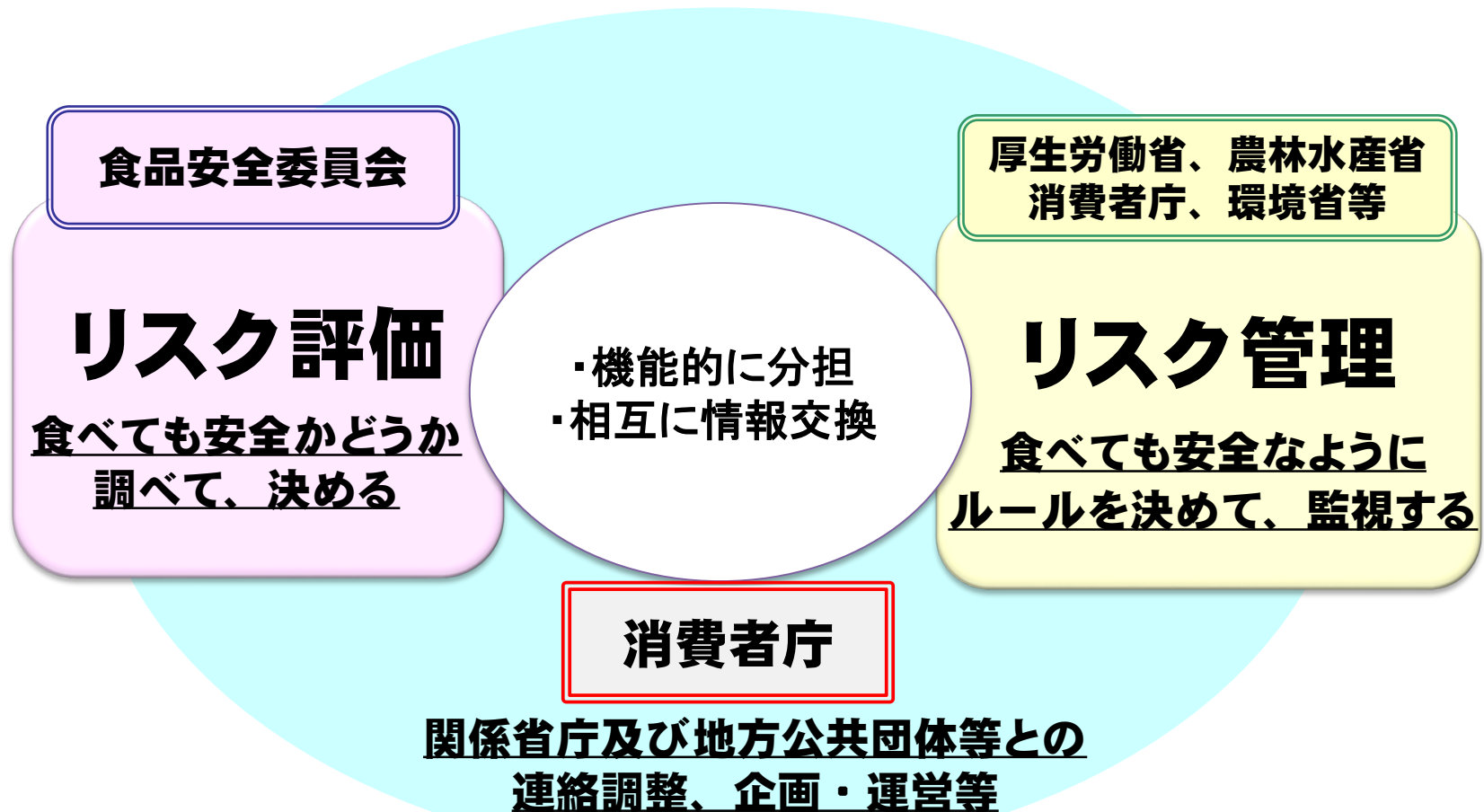
茹でただけでお弁当の彩りに、朝夕のサラダにと、とても助かる存在【ブロッコリー】。普段つぼみを食べる人が多いと思いますが、実は「ブロッコリーの茎」はとってもおいしくて栄養も満点なんですよ!

○ 消費者庁のブロッコリーの茎活用レシピをチェック!

今回は、食品ロスを減らすためのレシピが沢山投稿されている消費者庁のキッチンから、ブロッコリーの茎をおいしく食べるレシピをご紹介します!

# 食品安全に関するリスクコミュニケーション

リスク評価やリスク管理の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、相互に情報の共有や意見の交換を行うこと。



# 消費者庁が行うリスクコミュニケーション

食品安全基本法第21条第1項に基づく基本的事項に定義される、「リスクコミュニケーションの事務の調整」という観点から、消費者庁では、以下のテーマ等に関するリスクコミュニケーションを実施しています。

## 1 放射性物質／健康食品／食品安全全般 等

| 主なテーマ       | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度<br>12月末時点 | テーマ別合計 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|----------------|--------|
| 食品中の放射性物質   | 45   | 175  | 99   | 99   | 100  | 100  | 108  | 105            | 831    |
| 牛海綿状脳症(BSE) | —    | 2    | 2    | —    | —    | 2    | —    |                | 6      |
| 健康食品        | 3    | —    | 3    | 2    | 2    | 2    | 5    | 8              | 25     |
| 輸入食品        | —    | 3    | —    | —    | —    | 1    | —    |                | 4      |
| 農薬          | —    | —    | —    | 1    | 2    | —    | —    |                | 3      |
| 食中毒         | —    | —    | —    | —    | 4    | —    | —    |                | 4      |
| 食品安全全般等     | —    | —    | —    | —    | 3    | 4    | 22   | 23             | 52     |
| 年度別合計       | 48   | 180  | 104  | 102  | 111  | 109  | 135  | 136            | 925    |



## 2 このうち、食品中の放射性物質に関しては、風評被害の防止を目的とした「消費者理解増進チーム」の取組の一環として、取組みを強化している。

### ※ 「消費者理解増進チーム」

森大臣(消費者及び食品安全担当)が大臣就任時に安倍総理から受けた総理指示に基づき、平成25年1月から庁内に、審議官をチームリーダーとする「消費者理解増進チーム」が設置されている。

(構成員:審議官、消費者政策課長、消費者安全課長、消費者教育・地方協力課長ほか)

# 消費者庁が参加した既存イベントでのリスコミ例

消費者庁は、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省と連携し、生活に直結する食品安全や暮らしの安全についてのミニセミナー、ポスター展示、ワークショップ等を実施。通常の意見交換会では参加が得にくい層に対して、リスクコミュニケーションを行うことができた。

## ■ 夏休み2018 宿題・自由研究大作戦

主催：（一社）日本能率協会

概要：参加企業・団体が一堂に会し、小学生とその保護者に対して、自社の取組・製品・サービス等に関連した学習・体験プログラムを提供し、夏休みの宿題・自由研究に活用してもらうもの。

| 会場               | 東京(3日) | 大阪(2日) | 仙台(2日) | 合計(7日) |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| ミニセミナー           | 362    | 238    | 245    | 845    |
| ワークショップ          | 672    | 477    | 225    | 1,374  |
| ステージ※<br>(意見交換会) | 87     | 87     | 113    | 287    |
| 総来場者             | 1,121  | 802    | 583    | 2,506  |



※食品中の放射性物質をテーマとして実施

# 多様な主体との連携 (食品安全に関するリスクコミュニケーション開催への支援)

## ○ 平成30年度の自治体、団体、事業者への協力・支援内容

|      | 当庁との共催の場合                                                        | 団体主催の場合                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 講 師  | 講師への旅費及び諸謝金を、当庁の内規に従い一部又は全部負担<br>(当庁の職員の派遣も可能)                   | 外部講師紹介<br>(当庁職員の派遣も可能)                                     |
| 会場借料 | 一部（又は全部）の負担が可能                                                   | —                                                          |
| その他  | 「意見交換会開催に係る運営マニュアル等の提供」<br>「食品と放射能Q & A」「同ミニ」<br>「健康食品Q & A」等の配布 | 「意見交換会開催に係る運営マニュアル等の提供」<br>「食品と放射能Q&A」「同ミニ」「健康食品Q & A」の提供等 |



| 施策                                          | 施策の内容                                                                                                                                       | 平成30年度<br>予算額<br>(百万円) | 平成31年度<br>予算額(案)<br>(百万円) |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------|
| 1. 家庭における食育の推進                              |                                                                                                                                             |                        |                           |
| 2. 学校、保育所等における食育の推進                         |                                                                                                                                             |                        |                           |
| 3. 地域における食育の推進                              |                                                                                                                                             |                        |                           |
| 4. 食育推進運動の展開                                |                                                                                                                                             |                        |                           |
| 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等        | 都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業<br>子ども農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施<br>モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのセミナーを開催 | 40                     | 37                        |
| 6. 食文化の継承のための活動への支援等                        |                                                                                                                                             |                        |                           |
| 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 |                                                                                                                                             |                        |                           |

# 子供の農山漁村体験（通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」）

H31予算案 0.4億円

## 趣旨・目的

農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の進化に寄与する。

## 都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業

- ・子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築支援。
- ・平成31年度から、対象を高等学校の取組まで拡大し、「子供の農山漁村体験交流計画策定」を新たなメニューとして追加。



## 地方財政措置（特別交付税「子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費」）

- ・平成31年度から、小学校の取組に加えて、中学校の取組や社会教育活動、市町村推進協議会の運営等に係る経費も措置対象とする。

### 1 地方財政措置の対象事業

次の要件を満たす事業が対象

- ・学校教育活動の一環として実施されるものであること
- ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
- ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

→ H31年度から、社会教育活動も対象とする

※地方公共団体が主体となって実施する社会教育活動

### 2 対象経費

- ・都道府県推進協議会の運営に要する経費（都道府県）
- ・受入地域協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・小学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

→ H31年度から、市町村推進協議会及び中学校の集団宿泊活動も対象とする

対象  
拡大

| 施策                                          | 施策の内容                                                                                                                                                                                                                    | 平成30年度<br>予算額<br>(百万円)   | 平成31年度<br>予算額(案)<br>(百万円) |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 1. 家庭における食育の推進                              | 家庭教育支援基盤構築事業<br>子供の生活習慣・食育を含む学習機会の効果的な提供など、地域における家庭教育支援の基盤構築に向けた取組を支援する。                                                                                                                                                 | 73の内数                    | 73の内数                     |
|                                             | 「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業・推進校事業<br>国立青少年教育振興機構と連携・協力し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための地域のフォーラム事業、中学生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための推進校事業を実施する。                                                                                                  | —<br>(国立青少年教育振興機構の予算で実施) | —<br>(国立青少年教育振興機構の予算で実施)  |
| 2. 学校、保育所等における食育の推進                         | 社会的課題に対応するための学校給食の活用<br>学校給食には、適切な栄養の摂取による健康の保持増進等に加え、食品ロスの削減、都道府県内の地場産物や国産食材の活用、郷土料理等の伝統的な食文化の継承等の社会的な課題・要請への対応が求められており、これらの課題解決に資するためのモデル事業を実施する。                                                                      | 32                       | 32                        |
|                                             | つながる食育推進事業<br>栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。<br>また、家庭、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。 | 51                       | 51                        |
|                                             | 学校給食の現代的課題に関する調査研究<br>学校給食調理場における衛生管理への対応など、学校給食を取り巻く行政上の課題に対応するための調査研究を行う。                                                                                                                                              | 24                       | 24                        |
|                                             | 学校施設環境改善交付金(学校給食施設整備)<br>学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、衛生管理の充実強化等に必要な学校給食施設の整備に対する補助を行う。                                                                                                                                    | 28,797の内数                | 31,061の内数                 |
| 3. 地域における食育の推進                              | —                                                                                                                                                                                                                        | —                        | —                         |
| 4. 食育推進運動の展開                                | —                                                                                                                                                                                                                        | —                        | —                         |
| 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等        | —                                                                                                                                                                                                                        | —                        | —                         |
| 6. 食文化の継承のための活動への支援等                        | 伝統文化親子教室事業<br>次代を担う子供たちに対して、伝統文化等に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養する。                                                                                                     | 1,269の内数                 | 1,284の内数                  |
| 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 | —                                                                                                                                                                                                                        | —                        | —                         |

# 地域における家庭教育支援基盤構築事業

～家庭教育支援チーム強化促進プラン～

【補助率】

|      |     |
|------|-----|
| 国    | 1/3 |
| 都道府県 | 1/3 |
| 市町村  | 1/3 |

(前年度予算額 73百万円)

2019年度予算額(案) 73百万円



## 背景

- 核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど家庭教育が困難な現状がある。
- 全ての親が安心して家庭教育を行う上で、身近な相談相手として、地域の多様な人材で構成される家庭教育支援チームによる支援活動が有効。

## 計画・提言等

- 第3期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定)  
「家庭と地域と学校との連携・協働を推進する」  
「家庭教育支援員となる人材の育成や、訪問型家庭教育支援の充実を図る」
- 教育再生実行会議第10次提言(平成29年6月)  
「学校、家庭、地域の三者がそれぞれの立場から子供の教育に責任を持つとともに、それぞれの教育機能をいかに発揮し、相互に連携・協力しながら子供を支え、育んでいくことが重要」  
「家庭教育支援員の配置や家庭教育支援チームの組織化の促進を図り、訪問型家庭教育支援をより一層充実する」

## 事業概要

各地域における、①地域人材の養成、②家庭教育支援体制の構築、③家庭教育を支援する取組に加え、④訪問型家庭教育支援を含めた支援活動の強化を図るための取組の推進など、地域における家庭教育支援の基盤構築に向けた取組を支援するもの(1000箇所を実施)

### ①地域人材の養成

#### 家庭教育支援員等の養成

- 家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材を養成
- 支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成



課題について意見交換

地域の多様な人材  
による参画  
(例)



中核的人材の養成

### ②家庭教育支援体制の構築

#### 家庭教育支援員の配置

- 地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

#### 家庭教育支援チームの組織化

- 家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化
  - ・学習機会や交流の場づくりの企画
  - ・家庭や地域の人材に応じた支援をコーディネート
  - ・活動拠点の整備促進

#### 【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、元教員、民生・児童委員、保健師等



#### 連絡会議・ケース会議等の設置・運営

- 各家庭と関係機関等をつなぐ機能の強化

支援の実施

### ③家庭教育を支援する取組

#### 学習機会の効果的な提供

- 就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供

#### 【講座例】

- 小学校入学時講座
- 発達段階の特徴や親の心得に関する講座
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策
- 子供の生活習慣づくり「早寝早起き朝ごはん」に関する講座

#### 親子参加型行事の実施

- 親子の自己肯定感、自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子

#### 【プログラム例】

- 親子で清掃ボランティア、料理教室 など



#### 相談対応や情報提供

- 悩みが抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報

#### 【支援活動例】

- 空き教室を活用した交流の場づくり・相談対応
- 企業が参加する出前講座
- 企業内における従業員向けの研修等を活用した家庭教育支援
- 家庭教育支援に関する広報誌等による情報提供・相談対応

### ④家庭教育支援活動の強化

- 家庭教育支援チームの拡充を含めた地域における家庭教育支援体制の拡充・強化  
※訪問型家庭教育支援に取り組む家庭教育支援員の配置拡充を含む

- 学校と連携し、家庭をつなぐ機会を創出するための家庭教育支援員のコーディネート力や専門性の向上等に関わる研修機会の充実

家庭教育支援チーム等の強化により、更なる家庭教育支援活動の進展



# 社会的課題に対応するための学校給食の活用

(前年度予算額 32百万円)  
2019年度予算額(案) 32百万円

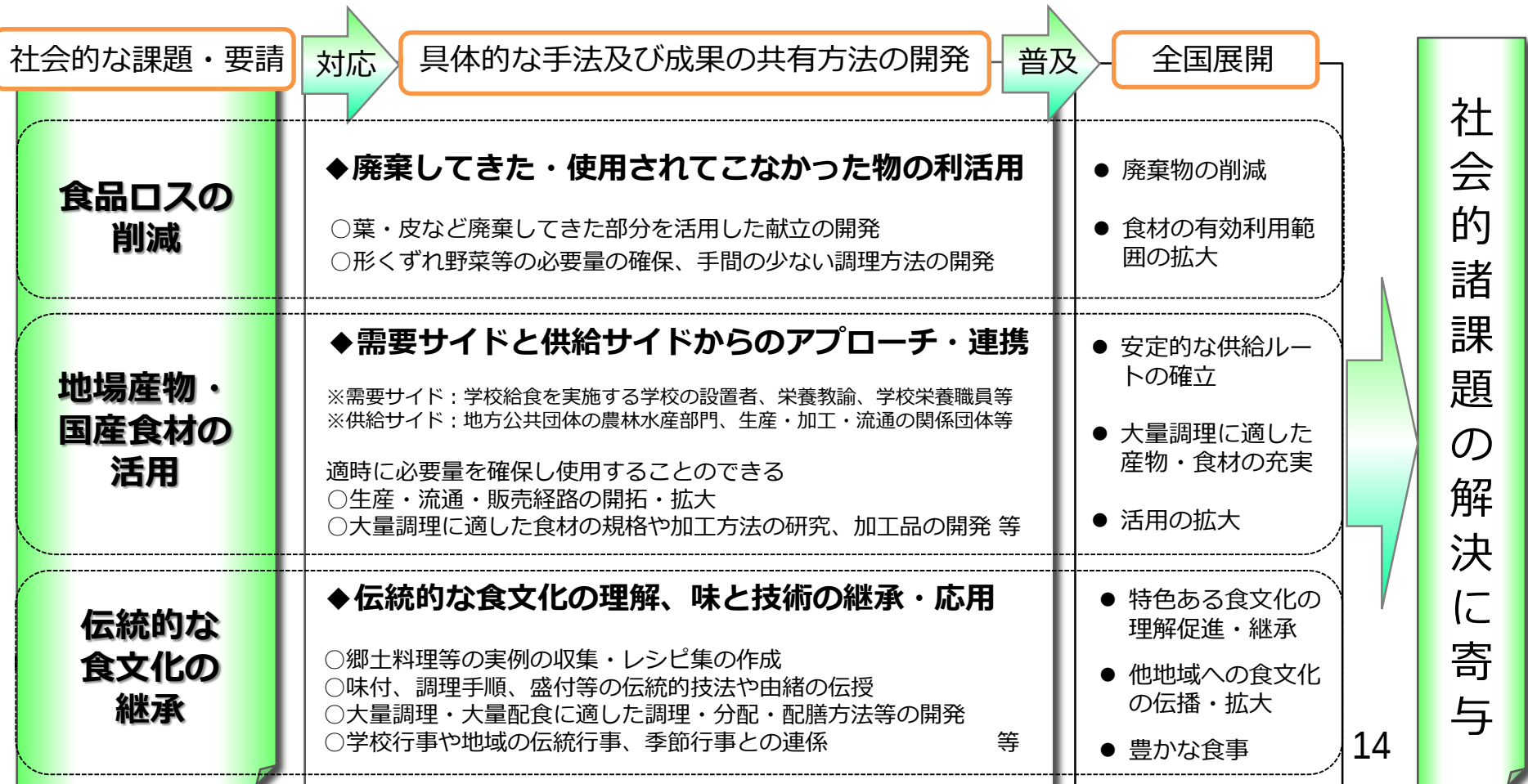


## 現状と課題

学校給食については、適切な栄養の摂取による健康の保持増進や食育における活用に加え、食品ロスの削減、都道府県内の地場産物や国産食材の活用、郷土料理等の伝統的な食文化の継承など、社会的な課題・要請に対応することが求められている。

## 事業概要

学校給食の提供の過程（献立の作成、食材の調達、調理等）を活用して、社会的な課題・要請に対応するための具体的な手法及び地域における成果の共有方法を開発する。また、これらの実践事例の普及を通じて、全国における取組を促進する。



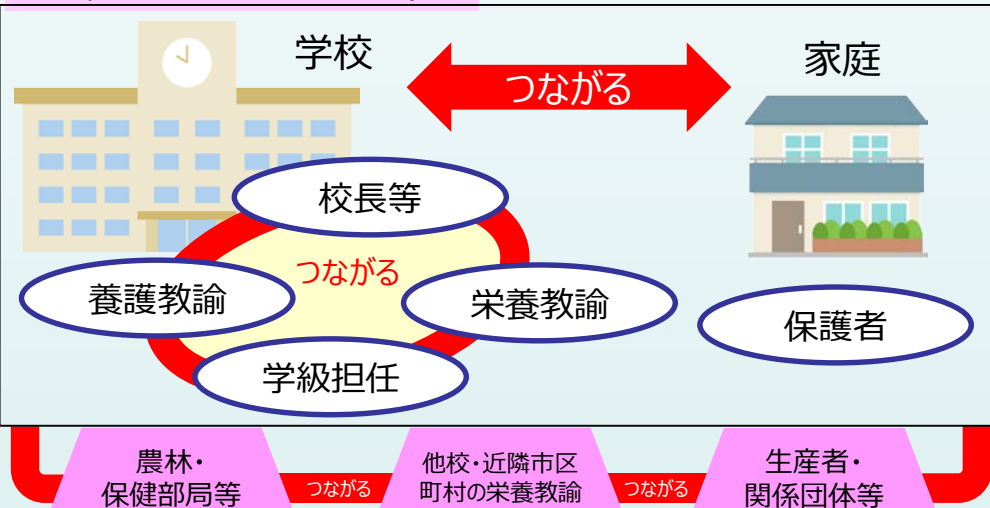
## 現状と課題

食育については、これまで学校を中心とした多様な取組による成果が見られたものの、食を取り巻く環境が大きく変化する中、児童生徒の食に関する課題を解決するには、学校における取組だけでは限界があり、家庭を巻き込んだ取組が必要である。

## 事業概要

- ① 栄養教諭を中核とした関係者の連携による家庭へのアプローチ手法の開発や、望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。
- ② 学校において、家庭、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。

## 事業イメージ（各モデル地域）



関係者の連携による**家庭へのアプローチ手法の開発**

望ましい食生活への理解促進を目的とした**親子による体験活動等の実施**

栄養教諭を中核とした**全校体制による指導・評価方法の開発**

栄養教諭間の**連携強化**（新規採用や任用換えの栄養教諭への支援）

中核となった栄養教諭や実践事例の**研修**（校内・地域）での活用

児童生徒の  
食に関する**自己管理能力**  
の育成

栄養教諭の  
**実践的な指導力**  
の向上

## 取組の実施・検証（各モデル地域）

児童生徒や保護者の変化に係る指標をあらかじめ設定  
・朝食摂取、共食、栄養バランスを考えた食事、  
ゆっくりよく噛んで食べることや食事マナーに対する意識の向上及び実践、  
伝統的な食文化や行事食の学び、食事の際の衛生的な行動  
栄養教諭の実践的な指導力向上の取組の推進  
・モデル地域の栄養教諭間の連携強化、研修の実施

## 効果検証・普及（文部科学省）

事業終了後に全国の取組の効果を検証  
・各モデル地域の取組を共通指標等を基に取りまとめ  
実効性のある取組を全国へ普及  
・報告書の作成、HPでの公表、事例発表会・会議等での周知  
教材作成により、食に関する指導を充実  
・栄養教諭を中核とした食に関する実践的な指導の普及・充実

## ■ 第1期文化芸術推進基本計画（平成30年3月閣議決定）

将来の文化財の担い手である子供たちが**伝統的な価値に触れる機会の充実**に努める。

## ■ 第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）

文化芸術団体との連携・協力を図りつつ・・・**子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供**する取組への支援を行う。

## ■ 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月閣議決定）

「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」に基づき、・・・**子供や障害者等の文化芸術活動の推進**・・・に取り組む。

## ■ 未来投資戦略2018（平成30年6月閣議決定）

大人と子供が向き合う時間を確保するため・・・「キッズウィーク」を設定し、**多様な活動機会の確保等**を官民一体で推進する。

### 教室実施型

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化、生活文化及び国民娯楽に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会の提供により、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化等を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養（かんよう）すること

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）

実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

実施方法：全国の伝統文化関係団体を対象に募集し有識者審査を経て決定  
「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供



子供屋台囃子教室



みまや焼き教室



着装・礼法教室

#### 拡充

多様な伝統文化等を体験できる機会を確保するため、重点分野推進枠を新設  
平成31年度は**食文化をはじめとする生活文化の分野を推進**

平成31年度 約4,070教室（うち重点分野推進枠70教室）

### 地域展開型

目的：教室実施型で発掘された地域における指導者等を活用して、伝統文化等を振興する自治体が地域の文化を掘り起こし、集中的に体験できる多様な機会を創出することにより、キッズウィーク等の休日における活動機会や障害のある子供の体験機会を確保するなど、地域の多様な人々の社会参画や子供の体験活動機会の充実を図ること

参加対象：地域に在住する親子等

実施主体：地方自治体

対象経費：指導者への謝金・旅費、会場・用具の借料等

地域における多様な  
体験機会の創出により、  
**子供たちの体験活動機会の充実**

自治体と指導者等の連携強化  
**地域人材の把握・活用**



郷土食文化体験



きもの文化体験

キッズウィーク等における体験活動機会の提供  
**休業日の充実**



地蔵盆体験

＜支援事業数＞平成31年度 約30地域

| 施策                                          | 施策の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 平成30年度<br>予算額<br>(百万円) | 平成31年度<br>予算額(案)<br>(百万円) |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------|
| 1. 家庭における食育の推進                              | 「健やか親子21」による母子保健活動の推進<br>「健やか親子21(第2次)」(21世紀の母子保健の取組の方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画)による母子保健活動の推進を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 20                     | 20                        |
| 2. 学校、保育所等における食育の推進                         | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | —                      | —                         |
| 3. 地域における食育の推進                              | <p><b>国民健康づくり運動の推進(「健康日本21(第二次)」)</b><br/>平成25年度からの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」を国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進を図るとともに、国民の身体状況や食生活等の状況を明らかにする国民健康・栄養調査の実施、最新の科学的根拠に基づく食事摂取基準の策定など、健康増進の総合的な推進を図る。また、「成長のための栄養サミット2020(仮称)」に向けて、これまでの我が国の栄養政策における取組の成果や今後の取組の方向性について、データや資料を取りまとめる。</p> <p><b>8020(ハチマルニイマル)運動の推進</b><br/>都道府県が実施する歯の健康づくりのために行われる地域の実情に応じた歯科保健医療事業の円滑な推進を支援する。</p> <p><b>子どもの生活・学習支援事業</b><br/>放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親の家庭の子どもたちの生活向上を図る自治体の取組を支援する。</p> | 587                    | 703                       |
| 4. 食育推進運動の展開                                | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 403の内数                 | 403の内数                    |
| 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等        | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 12,226の内数              | 15,926の内数                 |
| 6. 食文化の継承のための活動への支援等                        | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | —                      | —                         |
| 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 | <p>食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進<br/>食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者などへの積極的な情報の提供や双方向の意見交換を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 9                      | 9                         |

# 平成31年度食育関連予算について

厚生労働省  
平成31年1月

# 厚生労働省における食育関連主要事業について

## 「第3次食育推進基本計画」

### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

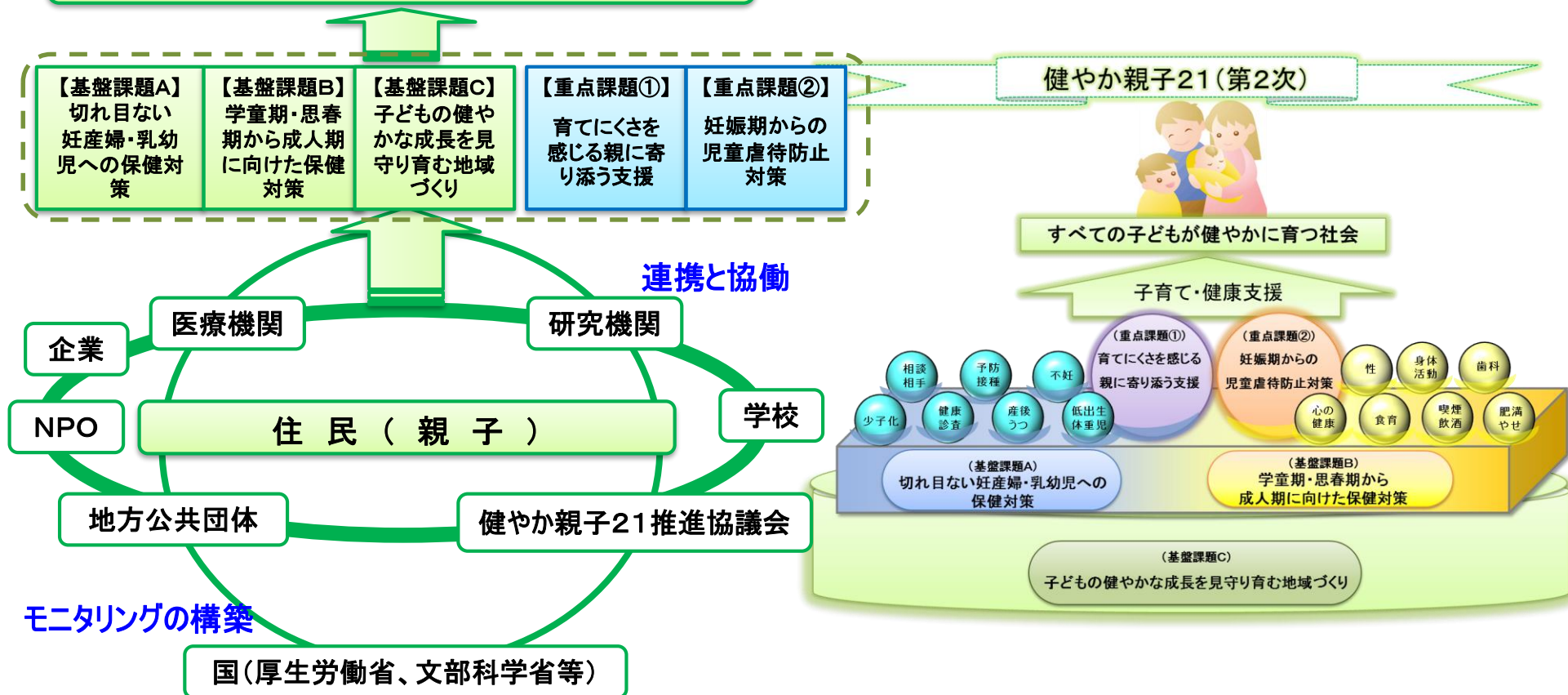
- 
- 1. 家庭における食育の推進
  - 2. 学校、保育所等における食育の推進
  - 3. 地域における食育の推進
  - 4. 食育推進運動の展開
  - 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
  - 6. 食文化の継承のための活動への支援等
  - 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
- ・「健やか親子21」による母子保健活動の推進
  - ・国民健康づくり運動「健康日本21」の推進
  - ・8020運動・口腔保健推進事業
  - ・子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）
  - ・食品に関する情報提供やリスクコミュニケーションの推進

# 「健やか親子21」による母子保健活動の推進

【平成31年度予算案額 20百万円】  
（平成30年度予算額 20百万円）

○21世紀の母子保健の取組の方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現



# 国民健康づくり運動「健康日本21」の推進

【平成31年度予算案額 667百万円】  
（平成30年度予算額 587百万円）

## 〈主要事業〉

### □ 健康寿命の延伸を目指した「健康日本21」の推進

- 健康日本21(第二次)推進費 〈31年度予算案額 169百万円(30年予算額 149百万円)〉
- 健康日本21(第二次)分析評価事業 〈31年度予算案額 28百万円(30年予算額 28百万円)〉

### □ 科学的根拠に基づく基準等の整備

- 国民健康・栄養調査の実施に係る経費 〈31年度予算案額 148百万円(30年予算額 138百万円)〉
- 食事摂取基準関連経費等 〈31年度予算案額 12百万円(30年予算額 19百万円)〉
- 「成長のための栄養サミット2020(仮称)」に向けた調査事業 〈31年度予算案額 38百万円〉

### □ 管理栄養士等の養成・育成、地域における栄養指導の充実

- 管理栄養士等の資質確保、向上 〈31年度予算案額 80百万円(30年予算額 71百万円)〉
  - ・管理栄養士国家試験運営等に係る経費
  - ・管理栄養士・栄養士養成施設におけるモデル・コアカリキュラムの検討
  - ・管理栄養士専門分野別人材育成事業
- 糖尿病予防戦略事業 〈31年度予算案額 37百万円(30年予算額 37百万円)〉

# 健康寿命をのばす国民運動 ＜スマート・ライフ・プロジェクト＞



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

## ＜事業イメージ＞

### 厚生労働省



＜健康寿命をのばそう！アワード表彰式＞

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」
- 「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開
- 「いきいき健康大使」による、各種イベントでの健康づくりの呼びかけ



### 企業・団体 自治体

・メディア  
・外食産業



・フィットネスクラブ  
・食品会社  
等



社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発  
→ 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど）  
→ 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

- 8020運動推進特別事業は、都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うこと等を目的として平成12年度から実施し、口腔保健推進事業は、平成23年度に公布・施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき平成25年度から実施している。
- 平成27年度より両事業を統合することで、地域の特性を活かした柔軟な対応を促進し、歯科口腔保健の推進に関する施策の充実・強化を図る。
- また、歯科口腔保健推進室において部局横断的な施策にも取り組み、国、地方公共団体、住民（国民）それぞれと相互連携していく。

## 1. 8020運動推進特別事業

100,463千円(100,463千円)

8020運動及び歯科口腔保健の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業（口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。

補助対象：都道府県  
補助率：定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
  - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
  - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
  - ウ その他、口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業

## 2. 口腔保健推進事業

301,017千円(301,054千円)

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。

補助対象：都道府県、保健所を設置する市、特別区  
補助率：1/2

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
  - ① 歯科疾患予防・口腔機能維持向上事業
    - ①-1 歯科疾患予防事業
    - ①-2 食育推進等口腔機能維持向上事業
  - ② 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進・技術者等養成事業
    - ②-1 歯科保健医療推進事業
    - ②-2 歯科医療技術者養成事業
- ③ 調査研究事業
  - ③-1 歯科口腔保健調査研究事業
  - ③-2 多職種連携等調査研究事業



各地域の実情に応じた  
歯科口腔保健に関する取組を実施

都道府県等

住民(国民)

補助

普及啓発・  
対話

実績報告  
(取組事例を含む)

厚生労働省

## 3. 歯科口腔保健支援事業

1,326千円(1,832千円)

歯科口腔保健推進室において、口腔と全身に関する知識の普及啓発や対話を通じて、国、地方公共団体、住民（国民）それぞれと相互に連携していく。

# 子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

【平成31年度予算案額】 159億円の内数  
（母子家庭等対策総合支援事業）

※平成28年度から実施

## 目 的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

## 事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせることを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
  - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
  - ② 学習習慣の定着等の学習支援
  - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

## 実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。  
（食材費は、実費徴収可）
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村  
（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2  
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【31予算案】 母子家庭等対策総合支援事業（159億円）の内数

【29実績（延べ利用人数）】 205,813人

＜実施場所＞  
児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ  
（学生・教員OB等）

＜支援の内容(例)＞

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



# 食品に関する情報提供やリスクコミュニケーションの推進

【平成31年度予算案額 9百万円】  
（平成30年度予算額 9百万円）

## 意見交換会

全国各地において  
・食品中の放射性物質  
・輸入食品の安全性確保  
・健康食品 など  
をテーマに意見交換会を開催



## ホームページ

厚生労働省ホームページ「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開

URL：  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/index.html)

健康・医療 食品

平成30年7月食中毒情報 | トピックス | 重要なお知らせ | 緊急情報 | 各地域情報  
国民参加の場 | 便利な資料 | 関係者会議・検討会 | 食育分野関係機関  
政策分野に関するサイト

食品の安全性確保を通じた国民の健康のために  
食中毒の防止に万全を期すとともに、食品中の農薬残留基準などの各種基準の策定に取り組むなど、私たちが毎日、口にする食品の安全性を確保するための施策を行っています。

English

輸入食品の監視 | 食品の安全性を確保するための技術 | 食肉の安全性確保

食品衛生に関する国際的な動向

① 食生活改善の法改正について ② 食品の安全に関するQ&A ③ 食品安全情報Twitter  
④ カンピロバクターによる食中毒について ⑤ お肉はよく焼いて食べよう ⑥ O157にご注意下さい！  
⑦ 食品中の放射性物質への対応 ⑧ BSE対策の再評価 ⑨ 安全なフグを捕獲しましょう

## Twitter

厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信

厚生労働省Twitter：  
<https://twitter.com/MHLWitter>  
食品安全情報Twitter：  
[https://twitter.com/Shokuhin\\_ANZEN](https://twitter.com/Shokuhin_ANZEN)

厚生労働省食品安全情報 @Shokuhin\_ANZEN

【ひき肉製品(メンチカツ、ハンバーグ等)もしっかり焼いて食べよう！】ひき肉製品は外側が焼けていても中は生焼けの場合があり、腸管出血性大腸菌(O157等)による食中毒の原因となる危険性が、ひき肉製品は中心部までしっかり加熱しましょう。 [mhlw.go.jp/stf/seisakunit...](http://mhlw.go.jp/stf/seisakunit...)

ひき肉製品は中心部までの加熱が重要です

ハンバーグ(火が通っていない) | ハンバーグ(火が通っている)

【有毒植物に要注意！】  
食用と確実に判断できない植物は、探らない！食べない！売らない！人にあげない！体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を。詳しくは→ [mhlw.go.jp/stf/seisakunit...](http://mhlw.go.jp/stf/seisakunit...)

【ハチミツを与えるのは1歳を過ぎてから】ハチミツは包装前に加熱処理を行わないため、#ボツリヌス菌が混入していることがあります。腸内環境が整っていない#赤ちゃんの場合、#乳児ボツリヌス症を引き起こすことがあります。 [mhlw.go.jp/stf/seisakunit...](http://mhlw.go.jp/stf/seisakunit...) #はちみつ

ハチミツを与えるのは1歳を過ぎてから

## リーフレット等の作成

食品安全全般、食中毒予防（有毒植物、カンピロバクター、リステリア等）について、一般国民向けのリーフレットを作成

食品の安全確保に向けた取組

お肉はしっかり焼いて食べようね。

【新鮮だから安全】ではありません！！

生・半生・加熱不足の鶏肉料理によるカンピロバクター食中毒が多発しています！

カンピロバクターって？

鶏肉は中心部までしっかりと加熱。他の食材に菌が移らないように注意！

鶏肉は食生活に欠かせない食材です。おいしく安全に食べましょう。

農林水産省

| 施策                  | 施策の内容                                                                                                                                                                        | 平成30年度<br>予算額<br>(百万円) | 平成31年度<br>予算額(案)<br>(百万円) |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------|
| 1. 家庭における食育の推進      | —                                                                                                                                                                            | —                      |                           |
| 2. 学校、保育所等における食育の推進 | —                                                                                                                                                                            | —                      |                           |
| 3. 地域における食育の推進      | <b>食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進</b><br>第3次食育推進基本計画の目標のうち食文化の継承等農林水産省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む、食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験機会の提供、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、共食機会の提供、食品ロスの削減等の食育活動を支援。 | 1,678の内数               | 1,434の内数                  |
| 4. 食育推進運動の展開        | <b>食育活動の全国展開事業委託費</b><br>食育推進全国大会や食育活動表彰等を行い、食育の全国展開を図る。第4次食育推進基本計画を32年度中に作成することから、第3次計画の実施状況について、特に、省庁横断的な課題を中心に、国民のニーズや特性を調査・分析し実践的な食育推進方策の検討を行う。                          | 54                     | 58                        |
|                     | <b>食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進(再掲)</b>                                                                                                                                         | 1,678の内数               | 1,434の内数                  |
|                     | <b>国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業</b><br>国産水産物の流通促進と消費拡大を図るため、水産物加工・流通構造の改善、消費者等に対する魚食普及等を総合的に推進。                                                                                      | 706の内数                 |                           |
|                     | <b>水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業</b><br>加工・流通業者等が、水産バリューチェーン中に生じた局所的な課題を解消するために実施する取組や、事業者の生産性向上を図る取組等を支援。併せて、消費者への魚食普及、国産水産物・加工原料の安定供給を支援。                                  | —                      | 771の内数                    |

| 施策                                                      | 施策の内容                                                                                                                                                                                                           | 平成30年度<br>予算額<br>(百万円)                                 | 平成31年度<br>予算額(案)<br>(百万円) |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------|
| 5. 生産者と消費者との<br>交流の促進、環境と調<br>和のとれた農林漁業の<br>活性化等        | <b>食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の取組への支援</b><br>農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地産地消等の取組に必要な施設整備や、新商品開発・販路開拓等の取組を支援する。                                                                                                                | 1,678の内数                                               | 1,434の内数                  |
|                                                         | <b>食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進(再掲)</b>                                                                                                                                                                            | 1,678の内数                                               | 1,434の内数                  |
|                                                         | <b>日本の食消費拡大国民運動推進事業</b><br>生産者・食品関連事業者・団体、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進するため、日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動や、国産農林水産物の利用を積極的に進める食品関連事業者等の取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を実施する。また、学校給食等へ地場産食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援する。 | 232                                                    | 182                       |
|                                                         | <b>農山漁村振興交付金</b><br>地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を支援する。                                                                                                                   | 10,070の内数                                              | 9,809の内数                  |
|                                                         | <b>畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策</b><br>国産飼料の着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、力強い畜産経営を確立するため、農場残さ等の未利用資源を飼料資源として活用するための体制構築・実証の取組を支援する。                                                                               | 96<br>(平成30年度:<br>飼料増産総合<br>対策事業のう<br>ちエコフィード<br>増産対策) | 1,383の内数                  |
| 6. 食文化の継承のた<br>めの活動への支援等                                | <b>食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進(再掲)</b>                                                                                                                                                                            | 1,678の内数                                               | 1,434の内数                  |
|                                                         | <b>「和食」と地域食文化継承推進事業</b><br>ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を保護・継承するため、地域固有の多様な食文化の保護・継承を推進するとともに、地域において効果的な和食文化の普及活動を行うための取組を実施する。                                                                                          | 54                                                     | 72                        |
| 7. 食品の安全性、栄養<br>その他の食生活に関す<br>る調査、研究、情報の提<br>供及び国際交流の推進 | —                                                                                                                                                                                                               | —                                                      | —                         |

＜対策のポイント＞

食育推進全国大会等を行い、食育の全国展開を図ります。また、国民のニーズや特性を分析し、食育推進方策の検討を行います。

＜政策目標＞

食育推進計画を作成・実施している市町村の割合100%〔平成32年度まで〕

＜事業の内容＞

＜背景＞

- 近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要。
- 農林水産省が関係府省と連携しながら、第3次食育推進基本計画に基づき食育を全国展開。
- 第4次食育推進基本計画を32年度中に作成することから、第3次計画の実施状況について、特に、省庁横断的な課題を中心に、フォローアップ及び第4次計画作成のための分析が必要。

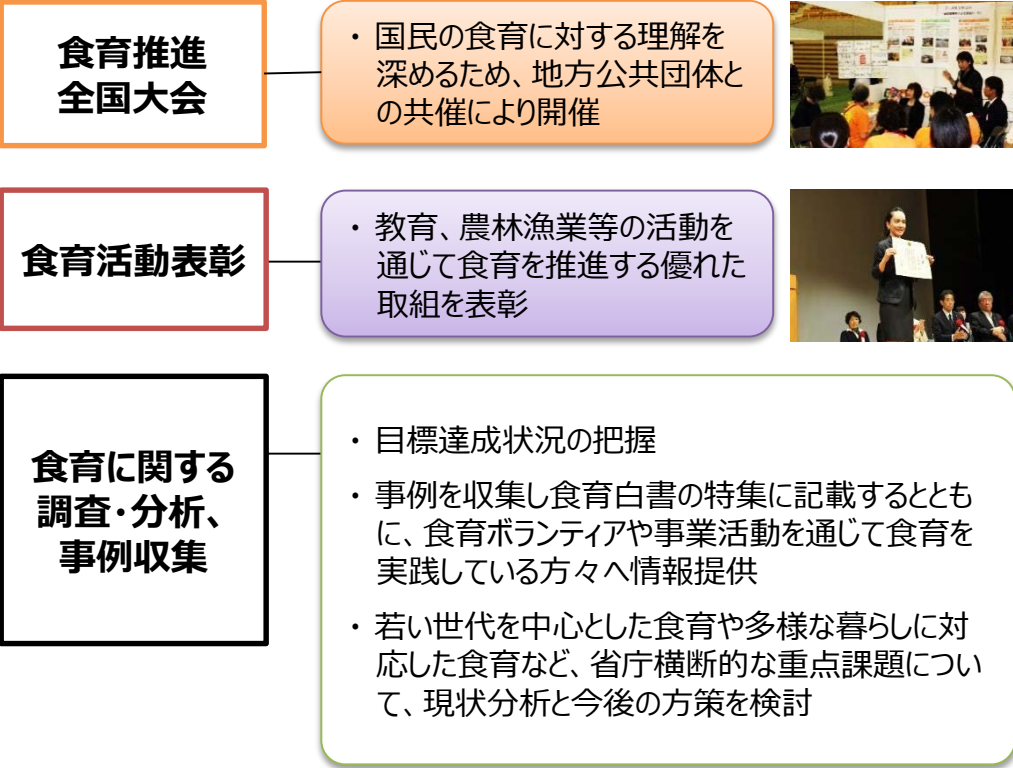
＜事業内容＞

食育推進全国大会や食育活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき、国民のニーズや特性を調査・分析し、より実践的な食育推進方策を検討します。〔拡充〕

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



# 国産農産物消費拡大事業のうち 日本の食消費拡大国民運動推進事業

【平成31年度予算概算決定額 182（232）百万円】

## <対策のポイント>

日本の食の魅力及び生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組や、食品事業者等が国産農林水産物の利用を積極的に進める取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を行うとともに、地産地消を推進するコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

## <政策目標>

フード・アクション・ニッポン アワード受賞・入賞後に売上げが増加した製品の割合（平成32年度までに80%）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業 172(224) 百万円

- ① 体験等を通じて日本の食の魅力及び生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組を推進します。
- ② 国産農林水産物の消費拡大につながる商品や地産地消の取組を表彰し、生産者の想いとともに地域産品を消費者に発信する取組を支援します。

### 2. 地域の食の絆強化推進運動事業 9(8) 百万円

- 学校給食等への地場産食材の供給の取組をはじめとした地産地消の優良事例を普及するコーディネーターの育成・派遣等を支援します。

### 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業



ジャパンハーヴェストによる国産農林水産物の魅力発信



フード・アクション・ニッポン事務局が消費者に国産消費拡大をPR



フード・アクション・ニッポン アワードで地域の優れた産品を表彰

### 地域の食の絆強化推進運動事業

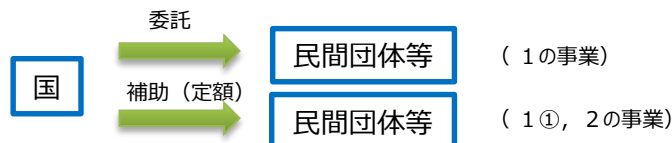


地産地消コーディネーターによる生産現場と学校給食側の調整



地産地消コーディネーター育成研修会の開催

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-2352)

# 食料産業・6次産業化交付金のうち 地域での食育の推進

【平成31年度予算概算決定額 1,434（1,678）百万円の内数】

## <対策のポイント>

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関係の目標達成に向けて、**地域関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進**します。

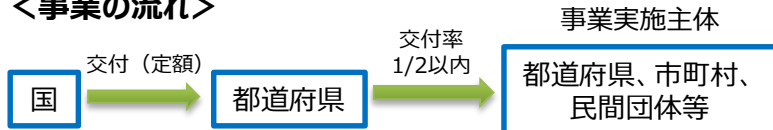
## <政策目標>

第3次食育推進基本計画の目標の達成

## <事業の内容>

- **食育を推進するリーダーの育成**  
地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダーの育成やその活動促進を支援します。
- **地域食文化の継承**  
地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。
- **農林漁業体験機会の提供**  
食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。
- **和食給食の普及**  
和食給食の普及に向けた献立の開発や子供や学校関係者を対象とした食育授業の開催を支援します。
- **共食の機会の提供**  
地域における共食のニーズの把握や共食の場の提供に向けた生産者とのマッチング、共食の場における食育の取組を支援します。
- **食品ロスの削減**  
食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの実施を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 目標（第3次食育推進基本計画に掲げられたもののうち食文化の継承等当省関連）

- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

目標の達成に資する  
地域の取組を支援

### 支援事業(例)

農林漁業体験



地域食文化の継承



共食の場における食育



- ・食文化や食生活の改善等に対する意識の向上、
- ・地場産食材の活用割合の増加等

第3次食育推進基本計画の目標達成(32年度)を目指す

【お問い合わせ先】 食料産業局食文化市場開拓課（03-3502-5723）

# 国産農産物消費拡大事業のうち 「和食」と地域食文化継承推進事業

【平成31年度予算概算決定額 72（54）百万円】

## <対策のポイント>

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を保護し、次世代に継承していくため、地域固有の多様な食文化の保護・継承を推進するとともに、子育て世代や子供たちに対して効果的な和食文化の普及活動を行う中核的な人材の育成を実施します。

## <政策目標>

第3次食育推進基本計画における目標である「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている割合」の増加  
(37.8% [平成29年度] → 50%以上 [平成32年度まで])

## <事業の内容>

### 1. 地域の食文化の保護・継承事業

- 地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくため、地方公共団体、大学等研究機関、民間団体、教育関係者、民間企業等を構成員とした体制を各都道府県に構築し、地域ぐるみで代表的な郷土食の歴史や由来、関連行事、使用食材及び料理方法等の調査及び記録の作成・保存並びに普及等を行います。

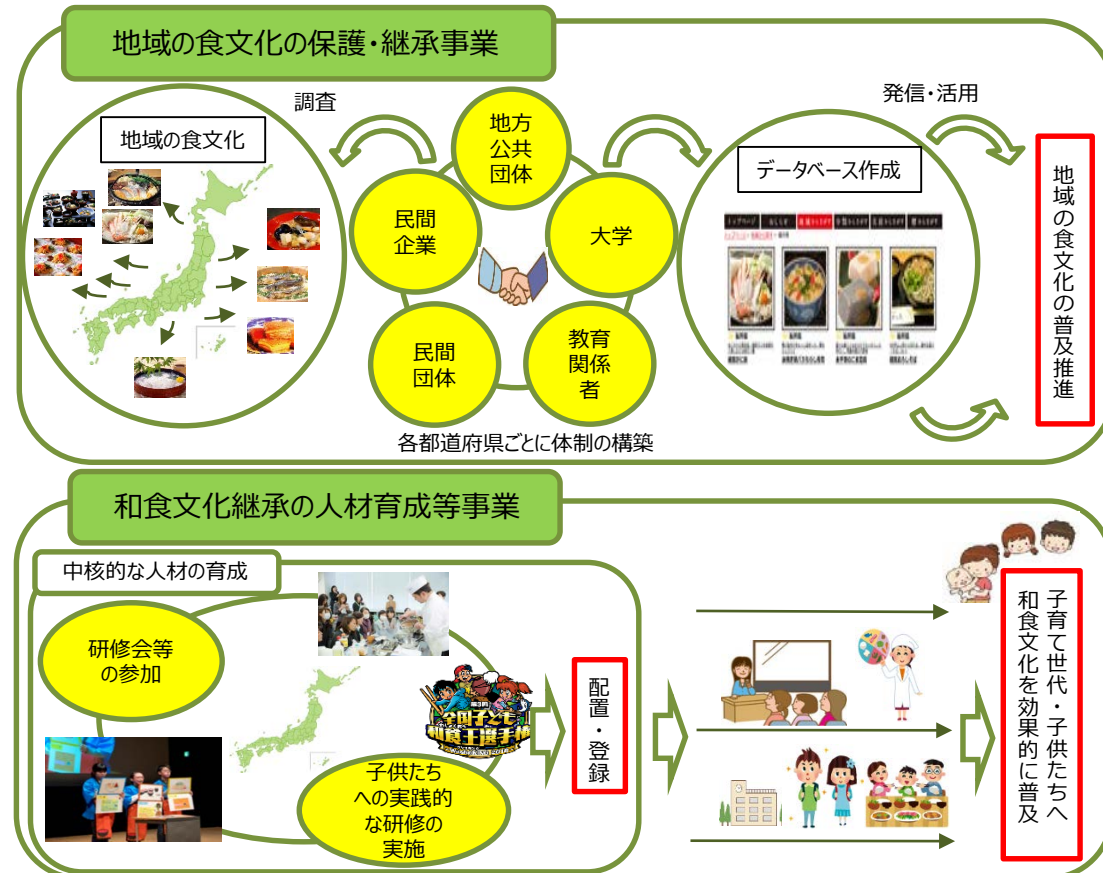
### 2. 和食文化継承の人材育成等事業

- 子供及びその保護者を対象とした効果的な和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成し、各都道府県ごとに配置するため、栄養士等を対象とした研修会等を実施するとともに、子供たちに和食文化を効果的に普及する取組を活用した実践的な研修を実施します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



【お問い合わせ先】 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-3502-5516)

## <対策のポイント>

輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造を確立するため、消費地における産地サイドの流通拠点の確保といった、生産と加工・流通が連携し水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組や、産地市場の統合・機能強化を促進する取組、国産水産物の加工・流通の改善と消費等拡大、EU・HACCPへの対応等を支援します。

## <政策目標>

魚介類（食用）の消費量の増加（46.4kg/人年〔平成39年度まで〕）、水産物の輸出額の増加（3,500億円〔平成31年まで〕）

## <事業の内容>

### 1. バリューチェーン連携推進事業

- 生産と加工・流通が連携し水産バリューチェーン全体で生産性を向上させる取組を一体的に支援します。また、産地市場の統合・機能強化に向けた調査検討、電子入札や共同物流等の先進的取組等を支援します。

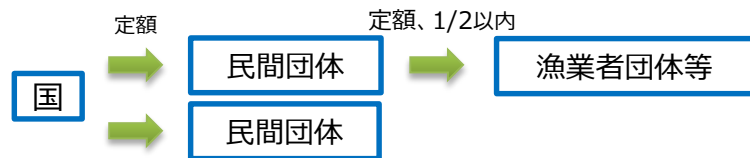
### 2. 流通促進・消費等拡大対策事業

- 加工・流通業者等が、水産バリューチェーン中に生じた局所的な課題を解消するために実施する取組、輸出を促進する取組等を支援します。併せて、消費者への魚食普及、国産水産物・加工原料の安定供給を支援します。

### 3. 水産物輸出倍增環境整備対策事業

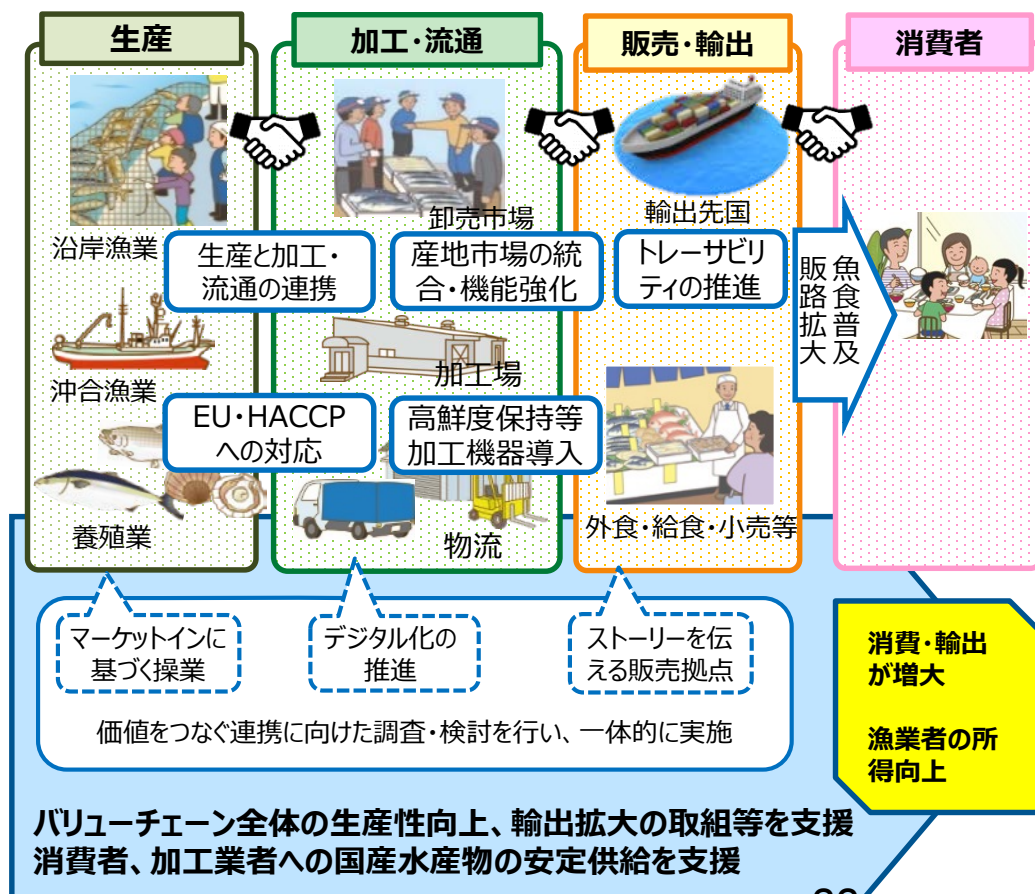
- HACCPに基づく衛生管理に関する研修・現地指導や生産海域等のモニタリング、輸出促進に資するトレーサビリティの普及に向けた実証の取組を支援します。また、対EU・HACCP認定施設の指導・監視等を行います。

## <事業の流れ>



委託、定額、1/2以内

## <事業イメージ>



## &lt;対策のポイント&gt;

肉用牛・乳用牛・豚の改良や飼料作物の優良品種の利用を推進するとともに、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産、国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大のための体制整備により、畜産の生産力及び生産体制の強化を図ります。

## &lt;政策目標&gt; [平成25年度→平成37年度まで]

○生乳生産量：745万トン→750万トン ○牛肉生産量：51万トン→52万トン ○豚生産量：131万トン→131万トン ○飼料自給率：26%→40%

## &lt;事業の内容&gt;

## 1. 家畜能力等向上強化推進

- 遺伝子解析情報等を活用した新たな評価手法による生涯生産性の向上、多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。

## 2. 繁殖肥育一貫経営等育成支援

- 肉用牛生産の構造改革を進め繁殖基盤の強化を図るため、肉用牛肥育経営の一貫化や地域内一貫生産を推進する取組を支援します。

## 3. 草地生産性向上対策

- 不安定な気象に対応したリスク分散等により粗飼料の安定的な収量を確保するため、草地改良や飼料作物の優良品種利用の取組を支援します。

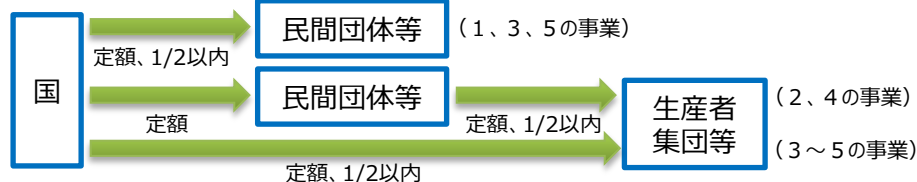
## 4. 飼料生産利用体系高効率化対策

- ICT等の活用により、飼料生産組織等の作業の効率化や草地基盤に立脚した生産性の高い酪農・肉用牛生産の取組を支援します。

## 5. 国産飼料資源生産利用拡大対策

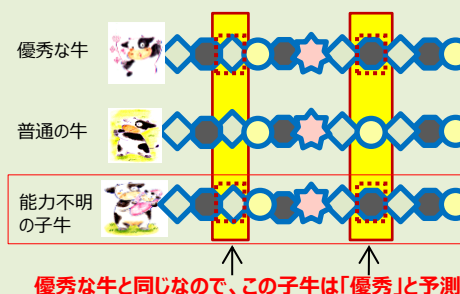
- 放牧、国産濃厚飼料、未利用資源を利用する取組を支援するとともに、有機畜産物生産の普及の取組を支援します。

## &lt;事業の流れ&gt;

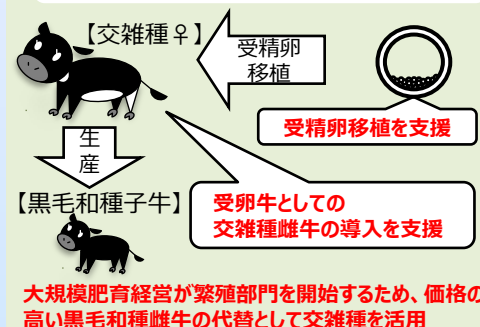


## &lt;事業イメージ&gt;

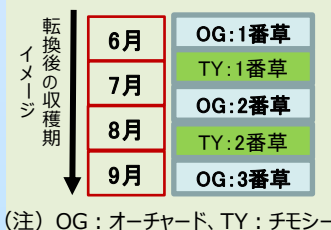
## 1. 遺伝子解析技術を活用した選抜イメージ



## 2. 肥育経営からの経営内一貫化



## 3. 気象リスク分散による安定的な収量確保



複数草種の導入等により収穫適期を拡大し、天候不順による影響を緩和する取組を支援

## 4. ICT等の活用による作業の効率化



自動操舵システムによる収穫作業の効率化等を支援

## 5. 放牧、国産濃厚飼料、未利用資源の利用



飼料資源として活用するための体制構築・実証の取組を支援

【お問い合わせ先】 (1, 2の事業) 生産局畜産振興課 (03-6744-2587)  
(3~5の事業) 生産局飼料課 (03-6744-7192)

## <対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

## <政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔平成32年度まで〕）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔平成37年度〕）

## <事業の内容>

### 1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じた都市と農山漁村の交流や定住の促進のため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための活動計画づくりや、ICTを活用した定住条件の強化に向けた取組、都市農業の多様な機能の発揮のための取組を支援します。

- ① 地域活性化対策 ② 都市農業機能発揮対策

### 2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流促進のため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入などの取組を支援します。

- ① 農泊推進対策 ② 農福連携対策

### 3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組を支援します。

- ① 山村活性化対策 ② 農山漁村活性化整備対策

## <事業の流れ>

- 1 ①から3 ①までの事業を実施する場合



- 3 ②の事業を実施する場合



## <事業イメージ>

普及啓発

### 地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、ICTを活用するモデル構想の策定・試行、優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。



ブランド化に向けた専門家からの助言

### 都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。



マルシェの開催

交流

### 農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、全国の農泊の取組の国内外へのPR等を支援します。



インバウンド受入体制の整備

### 農福連携対策

福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組等を支援します。



障害者に対する農業技術の指導

定住促進

### 山村活性化対策

地場の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。



地域産品の加工・商品化

### 農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。



農産物直売施設

## 【お問い合わせ先】

- (1の事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)  
 (2の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)  
 (3の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

経済産業省

| 施策                                          | 施策の内容                                                                                                                                                                | 平成30年度<br>予算額<br>(百万円) | 平成31年度<br>予算額(案)<br>(百万円) |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------|
| 1. 家庭における食育の推進                              | —                                                                                                                                                                    | —                      | —                         |
| 2. 学校、保育所等における食育の推進                         | —                                                                                                                                                                    | —                      | —                         |
| 3. 地域における食育の推進                              | 健康経営銘柄(健康寿命延伸産業創出推進事業の内数)<br>「健康経営銘柄」は、経済産業省が東京証券取引所と共同で、東京証券取引所の上場会社の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介をすることを通じ、企業による「健康経営」の取組を促進することを目指す。 | 604の内数                 | 489の内数                    |
| 4. 食育推進運動の展開                                | —                                                                                                                                                                    | —                      | —                         |
| 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等        | —                                                                                                                                                                    | —                      | —                         |
| 6. 食文化の継承のための活動への支援等                        | —                                                                                                                                                                    | —                      | —                         |
| 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 | —                                                                                                                                                                    | —                      | —                         |

# J-Startup 健康寿命延伸産業創出推進事業

## 平成31年度予算額 4.9億円（6.0億円）

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課  
03-3501-1790

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 健康寿命を延伸し、高齢となっても自分らしく生きることの出来る「生涯現役社会」の実現を目指します。
- 政府方針として、日本再興戦略に、新たな「健康寿命延伸産業」の創出・育成が明記されており、これらを通じ、国民の健康増進、あるべき医療費・介護費の実現を目指すことが重要です。
- このため、本事業では①ヘルスケア産業における事業基盤整備を進めるとともに（委託事業）、②具体的なヘルスケアサービスの創出を支援（補助事業）します。
- ①事業基盤整備においては、健康経営の促進等を通じ、これらのビジネスの持続的な成長を促すとともに、健康寿命延伸に対する個人・保険者・企業等の意識・動機付けを高める社会基盤の構築を図ります。
- ②ヘルスケアサービス創出に向けては、医療・介護関係機関と民間企業の連携のもとでサービスを組み込んだモデルの構築を支援します。具体的には、例えば右図の5分野におけるサービスモデルの構築を想定しています。
- また、これらのサービスの創出拠点となる地域版協議会等（自治体、民間事業者、医療・介護関係機関等で構成）のコーディネート機能強化、他地域への展開の推進、制度的課題の洗い出しも行います。

#### 成果目標

- 平成26年度から平成31年度までの6年間の事業であり、最終的には平成32年に健康寿命延伸産業の市場規模10兆円を目指します。

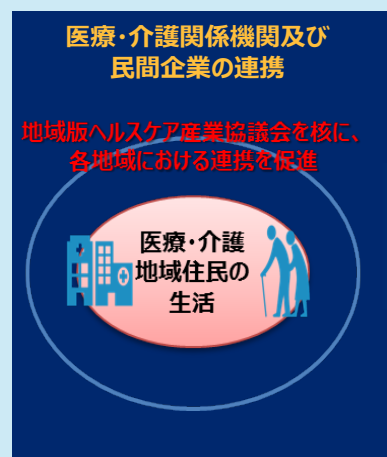
#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 公的保険外のサービスを組み込んだモデル構築支援

5 分野の具体例



- ①中小企業等における健康経営の取組に資するサービス 等
- ②次の世代の健康づくり・リテラシー向上に資するサービス 等
- ③認知症・フレイル等の予防に資するサービス 等
- ④高齢者の居場所と役割や仕事を創出し、介護予防や介護度の進行抑制に資するサービス 等
- ⑤人生の最終段階における生活のサポート等に資するサービス 等

公的保険外サービスを組みつつ予防から医療・介護、維持まで切れ目無く提供する体制を整備するためのモデル事業をPDCAサイクルを回しながら支援

#### STEP 1

地域におけるヘルスケアビジネス創出のプラットフォームである「地域版ヘルスケア産業協議会」の機能強化、活用、横展開。医療・介護関係機関及び民間企業が連携し、保険外のサービスを組み込んだモデル事業を支援。

#### STEP 2

高齢化社会を産業面から支える先進事例として、他地域への展開及び制度等の課題を抽出。

更に、これらのビジネスが持続的に成長する基盤を構築すべく以下の取組を実施。

- 健康経営に取り組んでいる企業等の顕彰や、健康経営実践に向けたノウハウの提供
- 国内・グローバルのビジネスコンテスト等のヘルスケアベンチャー支援
- 高齢者等就労、人生の最終段階、予防投資促進に関する論点整理
- 認知症の超早期のリスク低減・予防、認知症の人にやさしい新製品・サービスの普及促進
- ヘルスケアサービスの品質評価ガイドラインや第三者認証等の構築支援 等

| 施策                                          | 施策の内容                                                                                                                                                                                                                                                            | 平成30年度<br>予算額<br>(百万円) | 平成31年度<br>予算額(案)<br>(百万円) |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------|
| 1. 家庭における食育の推進                              | —                                                                                                                                                                                                                                                                | —                      |                           |
| 2. 学校、保育所等における食育の推進                         | <b>食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費</b><br>学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の実施等について、地方自治体を支援する。<br>食品ロスに係るHPを整備するとともに食品ロス削減全国大会を開催するなどして、全国規模での普及啓発を行い、消費者の間での食品ロスに関する認知度の向上を図る。<br>さらに、各地域におけるリサイクルループ形成促進や登録再生利用事業者の育成等のため、事業者・自治体向けのセミナー等を活用したマッチングを実施する。 | 70の内数                  | 93の内数                     |
| 3. 地域における食育の推進                              | —                                                                                                                                                                                                                                                                | —                      |                           |
| 4. 食育推進運動の展開                                | —                                                                                                                                                                                                                                                                | —                      |                           |
| 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等        | —                                                                                                                                                                                                                                                                | —                      |                           |
| 6. 食文化の継承のための活動への支援等                        | —                                                                                                                                                                                                                                                                | —                      |                           |
| 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 | —                                                                                                                                                                                                                                                                | —                      |                           |



## 背景・目的

我が国では食品リサイクル法（平成12年法律第116号）に基づき食品廃棄物のリサイクルが進められている。食品廃棄物のリサイクル率は、法制定時に比べて改善（37%→85%）されたものの近年横ばい傾向にあり、更なるリサイクルの促進に向けた対策が必要。その際、過去の食品廃棄物の不正転売事案を踏まえつつ、食品廃棄物の適正処理に継続的に取り組んでいく必要がある。

一方で、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品ロスに関しては、環境・経済・福祉等の様々な観点から国内外で注目されてきている。国際的には、国連持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの1つに食品ロスの削減が掲げられている。国内では、第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）にも削減目標が掲げられただけでなく、国会でも、食品ロス削減の推進に係る法律の制定に関する議論がなされており、次の通常国会において審議がなされる見通しである。食品ロス削減のためには、国民一人ひとりに食品ロスについて周知を図る必要があるが、その際に地方自治体が果たす役割が大きい。他方で、自治体等の中には、食品ロスの削減に係る取組に充てられる予算・人員が限られている自治体もある。

## 事業概要

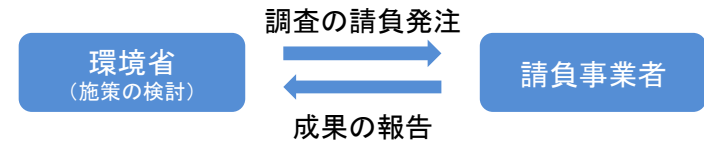
### 1. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3R促進事業

- 食品リサイクルが進んでいない地域においてその原因を明らかにするとともに、国、自治体、食品関連事業者及び再生利用事業者等が実施可能な対策について検討する。また、再生利用事業者による食品リサイクルの効率化に係る工夫等について調査し、結果を関係者間で共有することで、食品リサイクルの促進を図る。
- 食品関連事業者及び再生利用事業者等向けのセミナーを開催するなどして食品廃棄物処理に係るマッチングを図る。
- 食品関連事業者及び登録再生利用事業者等への指導を継続的に実施する。

### 2. 地域力を活かした食品ロス削減等促進事業

- 地方自治体の家庭系食品ロスの排出実態調査及び削減計画策定を支援する。
- 地方自治体向けの食品ロス削減マニュアル及び地方自治体が活用可能な普及啓発資料を作成し、提供することで、地方自治体による食品ロス削減対策を促進する。
- 学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の実施等について、地方自治体を支援する。
- 食品ロスに係るHPを整備するとともに食品ロス削減全国大会を開催するなどして、全国規模での普及啓発を行い、消費者の間での食品ロスに関する認知度の向上を図る。

## 事業スキーム



## 期待される効果

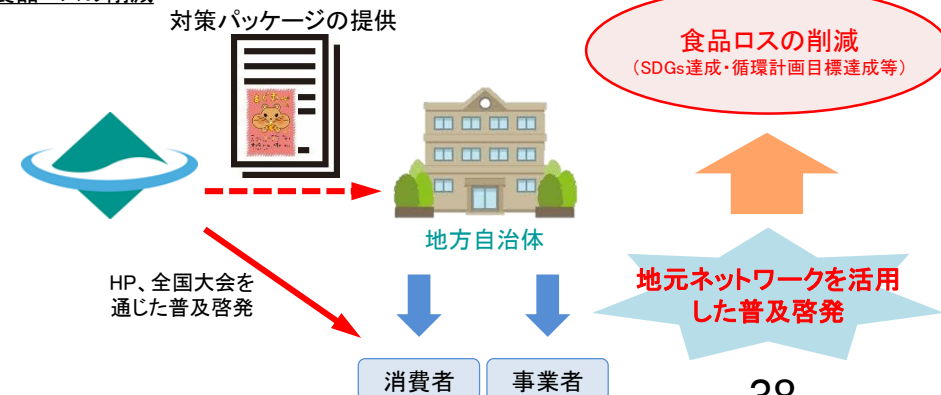
- ・食品廃棄物の適正処理と食品リサイクルの促進の同時達成
- ・日本全体での効果的・効率的な家庭系食品ロスの削減

## イメージ

### 食品リサイクルの促進 (リサイクルループの形成)



### 食品ロスの削減



## 外務省

| 施策                                          | 施策の内容                                                                 | 平成30年度<br>予算額<br>(百万円) | 平成31年度<br>予算額(案)<br>(百万円) |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------|
| 1. 家庭における食育の推進                              | —                                                                     | —                      |                           |
| 2. 学校、保育所等における食育の推進                         | —                                                                     | —                      |                           |
| 3. 地域における食育の推進                              | —                                                                     | —                      |                           |
| 4. 食育推進運動の展開                                | —                                                                     | —                      |                           |
| 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等        | —                                                                     | —                      |                           |
| 6. 食文化の継承のための活動への支援等                        |                                                                       | —                      |                           |
| 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 | 日本食や日本の食文化の紹介も含めた海外向け日本事情発信誌や映像資料を作成する。                               | 81の内数                  | 82の内数                     |
|                                             | 国連食糧農業機関(FAO)に対して分担金を拠出することにより、同機関が実施する栄養改善に関する事業や調査分析、情報収集等の取組へ貢献する。 | 5,194の内数               | 5,270の内数                  |
|                                             | 在外公館が管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として開催する総合的な日本文化の発信事業。        | 261の内数                 | 238の内数                    |
|                                             | 国連世界食糧計画(WFP)への拠出を通じて国際的な連携・交流の促進及び飢餓や栄養不足の問題等に関する情報提供を行う。            | 599の内数                 | 529の内数                    |